

平成22年10月25日

各位

株式会社りそな銀行

投資信託「にっぽん債券オープン（毎月決算型）」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、本日よりインターネット専用ファンドとして、国際投信投資顧問株式会社が設定・運用する投資信託「にっぽん債券オープン（毎月決算型）」の取扱いを開始いたします。

本商品の主な特徴は以下の通りです。

1. 日本の国債、地方債、社債等を主要投資対象とします。

- 過去、円建債券は、外国通貨建債券と比較して相対的に安定した価格変動実績を有しています。
- 円建債券に投資するので、為替変動リスクはありません。
- 原則として、取得時にB B B格相当以上の格付を有する債券に投資します。

2. 金利変動リスク、信用リスクをコントロールすることで、投資収益の獲得を目指します。

- 金利変動による債券価格の変動を捉え、投資収益の獲得を目指します。
- 国債以外の債券への投資を弾力的に行い、投資収益の獲得を目指します。

3. 毎月10日に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

※ただし、第1期の決算日（平成22年11月10日）、第2期の決算日（平成22年12月10日）は分配を行いません。第3期の決算日（平成23年1月11日）から収益分配方針に基づいて分配を行います。

※分配金は、あらかじめ一定の分配金額のお支払いを約束するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

りそなグループでは、今後ともお客さまの多様化するニーズに幅広くお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以上

【別紙】

<商品概要>

ファンド名称	にっぽん債券オープン（毎月決算型） 追加型投信/国内/債券
申込単位	1万円以上1円単位
取扱開始日	平成22年10月25日
信託期間	平成32年9月10日まで（平成22年9月30日設定） ※受益者に有利であると認めたときは、信託期間を延長することがあります。
決算日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
購入・ 換金のお申込み	原則、いつでも購入・換金のお申込みが可能です。
販売手数料	1.05%（税抜1.0%）以内
信託報酬	純資産総額に上限年率0.7665%（税抜年率0.73%）を乗じて得た額。
信託財産留保額	なし
委託会社	商号等/国際投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第326号 加入協会/社団法人投資信託協会 社団法人日本証券投資顧問業協会
販売会社	商号等/株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第3号 加入協会/日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
受託会社	商号等/株式会社りそな銀行

（ご留意事項）

- ・ 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・ 当社を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託の募集・申込等のお取扱いは当社、設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- ・ 詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面を必ずご覧ください。

ファンドの主なリスク

当ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。当ファンドにおける主な投資リスクは次のとおりです。これらの投資リスクにより、当ファンドの基準価額は下落する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

主な投資リスク	主な投資リスクの内容（損失が生じる恐れがある理由）
金利変動リスク	債券は、一般的に金利変動により価格が変動します。当ファンドは債券に投資しますので、金利変動により当ファンドの基準価額も変動します。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション*が長いほど大きくなります。 *「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることとなります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。